

倒産後の三段階の症状

夜逃げはしなくても、倒産の憂き目にあったその後、人々の心境はどのような状態に陥るのだろうか。家族の立ち直りは意外と早いというが、問題はやはり倒産させた張本人、社長である。倒産後は三段階の症状が現われるという。

第一段階は「放心状態」。いわば一種のノイローゼで、物事を筋道立てて考えることができなくなる。苦勞した日々から解放されてほっと一息。しばらくはのんびりしよう。だがこれからどうしよう。それに自分にはいったい何ができるというのか。また何をしたいのか。自問自答が続き、それに疲れると過去の栄光が頭をよぎり、やがては現在の自分のありさまを嘆く。とりとめのない感情の波に翻弄され、もみくちゃにされるのである。

第二段階は「虚脱状態」。かなり強烈な鬱状態に晒される。意欲も気力もなくなり、新聞すら読むのも面倒になる。生きた屍状態といっていいただろう。死にたいとは思いますが死ぬ気力もない。嵐と同じで通り過ぎるのを待つしかない。

第三段階が「孤独状態」。これは地獄だという。世間の視線が恐ろしくて部屋を一步も出られなくなる。部屋を出て歩いていても、まるでせせら笑われているように感じる。完璧な被害妄想だ。なんとかこの状態を打破したいと、親戚、友人、知人を訪ねてみる。だが、その態度は冷たい。まるで疫病神扱いだ。社長時代はあれだけ世話をしてやった、面倒を見てやった人々とて、金の切れ目が緑の切れ目である。人情紙風船とはよくいったものである。

「病院で治療すると、病院→国保連合会の基金→区役所→本人のルートで診療報酬が「請求され、その流れの中で住所不定も保険料の未払いもわかる」

逃亡直後被害が及んだのは南郷一家ではなく、むしろ彼の実家と親類先である。血縁関係者たちは誰ひとり南郷の借金の保証人になっていないにもかかわらず、闇金融は執拗に追ってきた。ある親類の家には二、三分に一度電話がひっきりなしに鳴り続けた。それも明け方近くまで。電話は脅し文句からなだめすかし、「私は××弁護士です」という偽りの電話まであり、ついには「従兄弟の嫁さんがノイローゼで入院した」。

親元の年老いた母は「あんまりうるさいから払おうか」と、弁護士を通じて南郷に連絡寄こしてきた。「絶対払うな」と弁護士は答えた。**ひとたび払う姿勢を見せたら「あの家は取れる」と次々と闇金融が押し寄せる**からである。

逃亡から二週間後、奇跡のような不思議な出来事が起こった。あれほどかかってきた電話がピタッと止まったのである。ミンボー（民事介入暴力）の取り締まり強化、つまり新暴対法が施行された日だったのである。

闇金融はその後も南郷の親元を訪ねたが、あまりのしつこさに警察に連絡をすると、すぐさま警官が現われ、毎日見回りに立ち寄ってくれるようになった。そればかりか、闇金が置いていった連絡先番号から刑事が相手先に電話までしてくれたという。これも新暴対法施行の効果だろうか。「あれがなきゃ俺は気が狂ってたかも……」と南郷は振り返る。

住民票抹消処分

~~~~~

・近江八幡市に住民登録されていた人が市外へ転出された場合、あるいは亡くなられた場合は、近江八幡市の住民票から抹消されます。抹消された住民票のことを「**住民票の除票**」といいます。

・除票の写しには、住民票に記載されている事項のほかに、転出の場合には転出先住所と異動年月日、死亡の場合には死亡年月日が記載されます。

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shimin/1/1/18775.html>

~~~~~

ここで、不渡手形は銀行でどう処理されるか。その流れを補足説明しておこう。期日に落ちなかった手形は「(支店) 午後四時頃→(本店) 午後六時頃→(夜間交換所) 午後九時頃→(持ち出し銀行)翌朝十時半頃」という流れで、手形を持ち出した相手銀行支店に不渡通知をするために返還される。これを「不渡返還」という。

ちなみに、手形の交換は期日の朝行なわれる「本交換」が一般的だが、最近では手形の取扱量増加に伴い、より早めに処理できるように、前日夜行なわれる「夜間交換」が増えてきているという。もし、このニギリのケースが朝の本交換だったならば、手形は夜も本店に留まり、夕方六時の攻防はなくて済んだ。このトラブルは夜間交換だったために、よりやっかいになった例といえる。

・・・

三度目はさすがにこのままではヤバイと思い、私は上司に報告しました。こんなことをやっていたらいずれクビになる。絶対やめておけ』と強く釘を刺されました。こうも言われた。『店頭返還は銀行規定の範囲でできることなんだから、不渡処理をせずに一晚ニギって待つような馬鹿な真似をするな。それが銀行のどんな弱みになるかわからんじゃないか』って。それはそうなんです。私だって、こんな冷や汗をかく思いなんてせずに規定どおりに三時で閉めて不渡りの事務処理を済ませ、スカッとしたい。でも、**相手も必死です。まだこんな手があるだろう、あんな事が残っているだろうと次々と頼んでくる。**

私にしても昔からのよしみのある会社だし、恩義もありました。たとえばバブルの頃、私が今月のノルマ達成のために『もう二千万円の通知預金が欲しいな』と思って頼むと、ポンと当座預金から回してくれたこともあった。**そんな会社の頼みは無下に断られないし、最悪自分の金で補填できる範囲ならニギってやろうという気になってしまうものなんですよ**

この会社はその後まもなく、今度こそ本当に不渡りを出し倒産してしまったという。

持ち出し銀行（所持人の取引銀行）

支払銀行（振出人の取引銀行）

経営者は当座を開設して手形

を振り出し、現金以上の信用性を生み出す。と同時に、銀行から借入れをするというのが大半の姿ですからね。

だから、銀行は当座開設には慎重になります。まず、店頭での開設申し込みには絶対といていいほど応じません。一般に開設の条件は、その地域の支店で普通預金の取引が何年か続き、その会社の営業状態がある程度わかっていること。それと、会社の場所も支店から近く、銀行の営業担当者が管理しやすいことが挙げられます。

ところが、これを逆手に取る『口座開設屋』という商売があるんです。支店の近くに事務所を構え、ワザと普通預金にガバッと預金して銀行を信用させ、当座開設の後、手形を乱発するなんてことがあるんです。

ただ基準の曖昧なところもあります。田舎の支店だったらお互いみんな顔が知れ渡っているから、そんなにうるさく言わずに開設に応じるとか、都市部でも広域暴力団が当座を持っているとかね。その事務所には経理部もあり、そこの人たちが全国各地から集まってきたパクリ手形やら何やらを当座に入金していくわけです。もちろん当座の名義は変えていますからね。で、期日に手形を交換に回し、落ちたら OK。落ちなかったら、『それ！ 取り立てに行け』です。

交換に回さなくても、たとえばその前に手形の振出人に電話し『もう一枚切らないと交換に回すぞ』と脅すこともできる。それで、たった百万円の小切手からでも一千万円以上の金を稼ぎ出したりすることがあるようですね」

それだけではない。不動産屋は、たとえば二億円の不良債権物件を「九千万円なら買う」という買い主を見つけては、銀行に「七千万円で買い手を見つけた」と持ちかけるという動きをしている。**差額の二千万円は「立ち退き料」などの名目をつけて不動産屋が抜くわけだ。**

これに銀行のほうはもはや苦情を言ったりしない。銀行は帳簿上の損金として落とし、不良債権の償却を図るわけである。なぜこうした事態が公然とはびこるのか？

「それは、もう最近の銀行の常套手段といっていらいなんです。というのはこういうことです。七十六兆円といわれる全国の銀行百四十六行の問題債権は大蔵省コードで『やや回収困難』『回収困難』『回収不能』という具合に分類されます。そのうち、『やや回収困難』だけは、地価が少し回復すれば回収の見込みがあるような物件です。これを優先的に回収しようというのが今の不良債権処理なわけです。

ところで、不動産屋が銀行に持ちかけてくる売却話というのは、もっと『回収困難』に分類されるような物件なんです。銀行はとっくにその回収を諦めています。だから、不動産屋がどんな安値で持ってこようが、銀行とすれば話に乗り、早く損金として償却してしまいたいわけです。それもどうせ償却するなら、なるべく国が金を出して不良債権を回収しようとしている今のような時期に済ませてしまいたい。ドサクサに紛れて、不良債権の償却を全部してしまいたいというのが銀行の本音なんです。